

令和8年（2026年）9月7日

令和8年熊本地震で壊れるなどした補装具は 修理や再支給ができます！

身体障害者手帳をお持ちの方などで、今般の地震により、支給された補装具が亡失・毀損された場合は、耐用年数内であっても修理や再支給ができます。

詳しくは、お住まいの市町村の障がい福祉担当課又は熊本県福祉総合相談所へお尋ねください。（熊本市民の方は各区役所福祉課まで）

1 対象市町村（9市10町1村）※熊本市民の方は熊本市が対応

災害救助法対象市町村：八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町

2 対象となる補装具の種類

義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車載用姿勢保持装置、起立保持具（障害児のみ）、歩行器、排便補助具（障害児のみ）、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳（修理に限る）

3 利用者負担

- ・市町村によって異なります。詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。
- ・原則として基準額の1割が自己負担となりますが、世帯の所得区分に応じて1ヶ月当たりの負担上限月額が設定されています。
- ・ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には、補装具費の支給対象外です。※児については所得制限無し。
- ・定率負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の上限額を引き下げます。

注1）身体障害者手帳をお持ちの方又は障害者総合支援法に規定する難病患者の方が対象です。

注2）障害者総合支援法以外で支給された補装具も、他制度で修理ができない場合は障害者総合支援法で修理することができる場合があります。

お問合せ先

（補装具費支給の判定に関すること）

熊本県福祉総合相談所

担当：水上

電話：096-381-4461

（補装具費支給制度に関すること）

熊本県障がい者支援課

担当：宮崎、月原

電話：096-333-2235